

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（投票立会人） 第四十九条 市町村の選挙管理委員会は、<u>国民投票の投票権を有する者の中から</u>、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、国民投票の期日前三日までに、本人に通知しなければならぬ。 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなったときは、投票管理者は、<u>国民投票の投票権を有する者の中から</u>二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。 3・4 （略） （共通投票所） 第五十二条の二 市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する投票人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。	（投票立会人） 第四十九条 市町村の選挙管理委員会は、<u>各投票区における投票人名簿に登録された者の中から</u>、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、国民投票の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなったときは、投票管理者は、<u>その投票区における投票人名簿に登録された者の中から</u>二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。 3・4 （略） （共通投票所） 第五十二条の二 市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する投票人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2
4 (略)

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(削る)	(削る)	(削る)
第四十九条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
(略)	(略)	(略)

6
8 (略)

(期日前投票)

第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票

2
4 (略)

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十九条第一項	登録された者	登録された者(共通投票所にあつては、国民投票の投票権を有する者)
第四十九条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
(略)	登録された者	登録された者(共通投票所にあつては、国民投票の投票権を有する者)
(略)	(略)	(略)

6
8 (略)

(期日前投票)

第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票

の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一〇六（略）

2〇4（略）

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第四十八条第五項及び第七十一条の規定は、適用しない。

第四十九条第一項	二人以上五人以下	二人
第四十九条第二項	投票所	期日前投票所
	三日	十五日

の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一〇六（略）

2〇4（略）

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第四十八条第五項及び第七十一条の規定は、適用しない。

第四十九条第一項	各投票区における投票人名簿に登録された者	国民投票の投票権を有する者
第四十九条第二項	投票所	期日前投票所
	三日	十五日
	二人以上五人以下	二人
	その投票区における投票人名簿に登録された者	国民投票の投票権を有する者

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

6ゝ8 (略)

(開票立会人)

第七十六条 政党等（第百六条第二項に規定する政党等をいう。第四項及び第五項において同じ。）は、開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、国民投票の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2・3 (略)

4 都道府県の選挙管理委員会が第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前二日から国民投票の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わ

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

6ゝ8 (略)

(開票立会人)

第七十六条 政党等（第百六条第二項に規定する政党等をいう。第四項において同じ。）は、各開票区における投票人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、国民投票の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。

2・3 (略)

(新設)

せなければならない。ただし、同一の政党等に属する者を三人以上選任することができない。

5| 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなったときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党等と同一の政党等に属する者を当該政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

6| 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(国民投票分会立会人)

4| 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなったときは開票管理者において、その開票区における投票人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党等と同一の政党等に属する者を当該政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

5| 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(国民投票分会立会人)

第九十条 第七十六条（第四項を除く。）の規定は、国民投票分会立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない」とあるのは「国民投票分会長に届け出ることができる」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会長」と、同条第五項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき」とあるのは「国民投票分会の期日までに三人に達しなくなったとき」と、「開票所」とあるのは「国民投票分会」と、「開票管理者」とあるのは「国民投票分会長」と、「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「開票に」とあるのは「国民投票分会に」と、同項ただし書中「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「国民投票分会長」と読み替えるものとする。

第九十条 第七十六条の規定は、国民投票分会立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「各開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会長」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会長」と、同条第四項中「又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき」とあるのは「国民投票分会の期日までに三人に達しなくなったとき」と、「開票所」とあるのは「国民投票分会」と、「開票管理者」とあるのは「国民投票分会長」と、「その開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「開票に」とあるのは「国民投票分会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「国民投票分会長」と読み替えるものとする。

(国民投票会立会人)

第九十五条 第七十六条(第四項を除く。)の規定は、国民投票会立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない」とあるのは「国民投票長に届け出ることができる」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票長」と、同条第五項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき」とあるのは「国民投票会の期日までに三人に達しなくなったとき」と、「開票所」とあるのは「国民投票会」と、「開票管理者」とあるのは「、国民投票長」と、「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「開票に」とあるのは「国民投票会に」と、同項ただし書中「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「国民投票長」と読み替えるものとする。

(国民投票会立会人)

第九十五条 第七十六条の規定は、国民投票会立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「各開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票長」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票長」と、同条第四項中「又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき」とあるのは「、国民投票会の期日までに三人に達しなくなったとき」と、「開票所」とあるのは「国民投票会」と、「開票管理者」とあるのは「、国民投票長」と、「その開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「開票に」とあるのは「国民投票会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「国民投票長」と読み替えるものとする。

(国民投票広報協議会及び政党等による放送) 第百六条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法第二十三条に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ。）のラジオ放送（同条第十六号に規定する中波放送又は同条第十七号に規定する超短波放送をいう。）又はテレビジョン放送（同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。 2 8 (略)	(国民投票広報協議会及び政党等による放送) 第百六条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法第二十三条に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ。）のラジオ放送又はテレビジョン放送（同条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。 2 8 (略)
--	--

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十六号）（抄）（附則第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則 （検討） 第四条 国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 一 投票人の投票に係る環境を整備するため必要な事項 （削る） 二 国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。以下同じ。）の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項 イ 国民投票運動等（国民投票法第百条の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第十四条第一項第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロに	附則 （検討） 第四条 国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項 イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（次号イにおいて「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。同号において同じ。）の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備 ロ 投票立会人の選任の要件の緩和 二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項 イ 国民投票運動等（国民投票法第百条の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第十四条第一項第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロに

おいて同じ。ののための広告放送及びインターネット等を利用 する方法による有料広告の制限 ロ 国民投票運動等の資金に係る規制 ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を 図るための方策	おいて同じ。ののための広告放送及びインターネット等を利用 する方法による有料広告の制限 ロ 国民投票運動等の資金に係る規制 ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を 図るための方策
---	---